

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	子育て世代包括支援センター分室の開設 について	健康づくり課
2	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種 時における移動支援について	
3	小田原市立幼稚園の園児数減少への対応 指針（案）について	教育総務課
4	学校給食センター整備事業について	学校安全課

令和3年6月9日

子育て世代包括支援センター分室の開設について

1 目的

妊娠期から子育て期に至るまでの母子の健康や育児に関する相談支援等を、身近な場所で円滑に利用できる環境を整えるとともに、子育てに関する切れ目のない支援につなげるため、新たにおだわら子ども若者教育支援センター内に「子育て世代包括支援センター 分室」を設置し、子育て世代への支援体制及び関係機関等との連携体制を強化する。

2 概要

(1) 名称

子育て世代包括支援センター 分室

(2) 開設日

令和3年7月5日（月）（プレ開所日/関係者見学）

令和3年7月7日（水）（市民向け開所日）

(3) 開設場所

おだわら子ども若者教育支援センター1階（小田原市久野 195 番地の1）

(4) 開所時間

月・水・金 午前9時～午後5時まで（土日祝休日、年末年始を除く）

※事前予約制

(5) 配置職員

ア 母子保健相談支援専門員（助産師）1人

イ 保健師等専門職員 1人

(6) 業務内容

現在の保健センター内の子育て世代包括支援センターを「本部」、増設する子育て世代包括支援センターを「分室」として位置づける。

分室では、現在、本部で実施している妊娠届出等の情報の集約や管理、医療機関等の関係機関との連携調整以外の業務を本部と同様に実施する。

ア 妊娠届出書の收受及び母子健康手帳の交付

イ 妊娠届出書收受時の面談（保健指導及び相談支援）

ウ 妊婦・産婦健康診査の償還払い手続き

エ 母子保健サービスや子育て支援サービスの情報提供

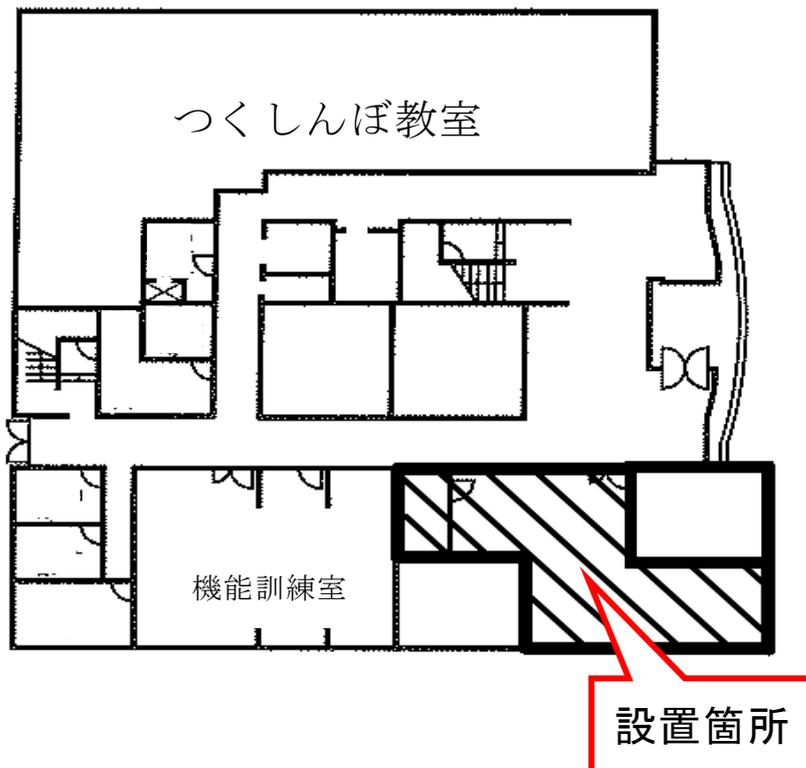
オ 育児相談

〈参考〉

【位置図】



【1階平面図】



新型コロナウイルス感染症ワクチン接種時における移動支援について

1 目的

高齢者の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に際し、接種場所への移動支援を行うことで、対象者の負担を軽減するとともに、ワクチン接種の促進を図る。

2 内容

(1) 福祉タクシー利用助成

通院及び日常生活の利便等に供するため介護を要する在宅高齢者等に交付されている「小田原市在宅高齢者等福祉タクシー利用券」、又は在宅の重度障害者等に交付されている「小田原市在宅重度障がい者等福祉タクシー利用券」の交付を受けた方が、ワクチン接種場所への移動に当該利用券を利用した場合、追加交付（往復×2回＝4枚を上限）する。

【令和2年度交付実績に基づく対象見込み数】

在宅高齢者等福祉タクシー利用券：約 240 人

在宅重度障がい者等福祉タクシー利用券：約 630 人

(2) JR 鴨宮駅－集団接種会場間のシャトル（乗合）タクシー運行

鴨宮駅南口と集団接種会場である小田原市保健センターの間（約 1 km）で、ワクチン接種を受ける方及びその付き添いの方が無料で乗車できるシャトル（乗合）タクシーを運行する。

【運行日 集団接種実施日】

接種日（1回目）	接種日（2回目）
6月26日（土）午後	7月17日（土）午後
6月27日（日）午前・午後	7月18日（日）午前・午後
7月17日（土）午後	8月7日（土）午後
7月18日（日）午前・午後	8月8日（日）午前・午後

3 事業費（既存事業で対応）

(1) 福祉タクシー利用助成 2,889 千円

(2) シャトル（乗合）タクシー運行業務委託 6,073 千円

小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針（案）について

1 これまでの経緯

平成 28 年 3 月	今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針 策定
平成 31 年 3 月	小田原市立公立幼稚園・保育所の今後のあり方 策定
令和 3 年 2 月 22 日	厚生文教常任委員会報告（園児数減少への対応について）
令和 3 年 3 月～5 月	教育委員会定例会で指針（案）について協議

2 市立幼稚園の園児数及び学級数

幼稚園	定員	平成 27 年度（2015 年度）			令和 3 年度（2021 年度）				比較 (H27 年度 →R3 年度)
		4 歳児	5 歳児	合計	4 歳児	5 歳児	合計	定員 充足率	
酒 匂	210 人	49 人	55 人	104 人	26 人	24 人	50 人	24%	△52%
		2 学級	2 学級	4 学級	1 学級	1 学級	2 学級		
東富水	140 人	42 人	52 人	94 人	27 人	23 人	50 人	36%	△47%
		2 学級	2 学級	4 学級	1 学級	1 学級	2 学級		
前 羽	70 人	8 人	13 人	21 人	3 人	7 人	10 人	14%	△52%
		1 学級	1 学級	2 学級	1 学級	1 学級	2 学級		
下 中	140 人	25 人	18 人	43 人	11 人	8 人	19 人	14%	△56%
		1 学級	1 学級	2 学級	1 学級	1 学級	2 学級		
矢 作	140 人	54 人	62 人	116 人	25 人	23 人	48 人	34%	△59%
		2 学級	2 学級	4 学級	1 学級	1 学級	2 学級		
報 徳	70 人	31 人	34 人	65 人	11 人	10 人	21 人	30%	△68%
		1 学級	1 学級	2 学級	1 学級	1 学級	2 学級		
合 計	770 人	209 人	234 人	443 人	103 人	95 人	198 人	26%	△55%
		9 学級	9 学級	18 学級	6 学級	6 学級	12 学級		

※ 5 月 1 日現在の数値（上段：園児数 / 下段：学級数）

3 対応指針（案）

別紙のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和 3 年 6 月～7 月	市立幼稚園保護者説明
令和 3 年 7 月～8 月	パブリックコメント
令和 3 年 8 月	教育委員会定例会で指針について議決
令和 3 年 10 月 1 日	指針の施行
令和 3 年 11 月 1 日	令和 4 年度園児募集開始

小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針（案）

1 指針の目的

本市では、平成 28 年 3 月に「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」、平成 31 年 3 月に「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（以下「今後のあり方」という。）」を策定し、園児数が減少している市立幼稚園の将来について、統合や廃止といった措置が必要である、との方向性を示してきた。

市立幼稚園の園児数は、平成 27 年 5 月 1 日から令和 3 年 5 月 1 日までの 6 年間で半数以下となっており、少子化や保育所ニーズの高まりを考慮すると、今後も減少傾向は続くものと考えられる。

幼稚園では、園児同士が様々な活動や体験によって「ともに学び育つ」ことが何より大切であるが、園児数の減少により、適切な幼児教育を提供することが難しい状況にあるため、「基本方針」や「今後のあり方」を踏まえ小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針を策定するものである。

2 園児数の最低基準

幼稚園の適正規模について具体的な定めはないが、平成 23 年度文部科学省委託事業の「幼児集団の形成過程と共同性の育ちに関する研究（社団法人幼児教育研究会）」には、「個に応じた援助を行い集団の形成過程を大切にし協同性の育ちを培うためには、1 学級に 3 歳児でも 20 人前後 4、5 歳児は 21 人以上 30 人くらいの集団が適切である」と示されている。

また、本市の「基本方針」では、公立幼稚園の適正配置の考え方として「1 学年の学級数は複数学級を基本とし、学級定員は 20 人から 30 人程度を基準」としている。

そこで、これらに示されている規模を適正規模と捉えた上で、集団の中で園児の発達段階に応じた様々な経験が得られる最低限の園児数を次のとおり定める。

(1) 最低基準

- | | | |
|---|----------|------|
| ア | 1 学年の園児数 | 15 人 |
| イ | 1 園の総園児数 | 30 人 |

3 最低基準を下回った場合の対応

(1) 最低基準を下回った場合の対応

この指針に定める最低基準を下回った市立幼稚園においては、「今後のあり方」において示した公立施設が果たす役割を踏まえながら、統合・廃止を段階的に進めていくことを前提に、次の対応を検討することとする。

ア 複式学級の実施

イ 翌年度の入園児の募集の停止（募集開始後の停止を含む。）

ウ 休園又は閉園

【参考】公立施設が果たす役割（「今後のあり方」より抜粋）

- ①就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割
- ②インクルーシブな環境づくりに対する役割
- ③幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割
- ④地域の子育て支援の拠点としての役割
- ⑤教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割

(2) 対応を検討するに当たり考慮する事項

(1) の対応を検討するに当たっては、次の事項を十分に考慮した上で総合的に判断することとする。

ア 保護者、地域住民等との話し合いの状況

イ 当該地域における幼児期の教育・保育の提供体制の確保の状況

ウ 当該幼稚園の代替施設の整備計画の状況

エ その他当該幼稚園のあり方に影響する事項

(3) その他の対応

最低基準を下回った幼稚園においては、対応の検討中においても、近隣園と合同事業等を積極的に取り入れ、子供の健やかな育ちに必要な集団規模の確保に努めるものとする。

4 指針の施行及び見直し

この指針は、令和3年（2021年）10月1日から施行する。

小田原市教育委員会は、今後の本市の幼稚園教育を取り巻く状況等を勘案し、必要に応じてこの指針について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

学校給食センター整備事業について

1 経緯

老朽化が著しい小田原市学校給食センターの再整備については、令和元年度にまとめた小田原市学校給食センター整備基本構想に基づき、令和6年9月から給食の提供ができるよう事業を進めている。

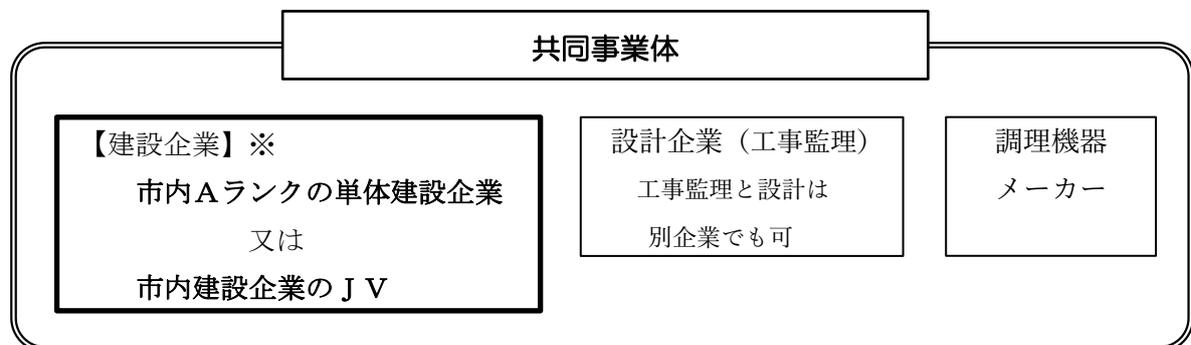
整備手法については、整備手法検討業務委託の報告書並びに関係企業を対象としたヒアリング等を基に検討した結果、設計と施工を一括で発注する「DB方式」とした。

令和3年度は、この方針に沿って事業を実施する事業者グループについて、公募型プロポーザルで選定する予定である。

2 選定スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 令和3年9月中旬 | 事業公告、募集開始 |
| (2) 令和3年11月～令和4年2月上旬 | 審査、事業者の選定 |
| (3) 令和4年2月下旬 | 基本協定の締結 |
| (4) 令和4年3月中旬 | 設計の契約 |

3 事業者グループの条件（案）



※ 建設企業は、「建築工事一式」で登録がある市内のAランクの単体建設企業、又は市内建設企業JV（構成例：市内A＋市内B、市内B＋市内B など）

4 主な選定基準（案）

- (1) 応募企業及び担当技術者の実績、事業スケジュール
- (2) 施設計画（周辺環境への配慮、動線計画、諸室配置、調理機器、省エネ等）
- (3) 業務実施中の品質確保、コストや工程管理、安全管理
- (4) 給食センター開業に向けての準備支援
- (5) 地域経済や社会への貢献